

千葉市で初めて「空家法」に基づく略式代執行を実施します

千葉市では、倒壊する危険性が高い中央区鶴の森町に存する特定空家等に対し、本市で初めて空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第14条第10項に基づき略式代執行を実施しますので、お知らせします。

1 対象の概要

(1) 所在地

中央区鶴の森町1323番地5（住居表示 鶴の森町7番5号）に存する特定空家等

(2) 用途

居宅

(3) 構造

木造杉皮葺平家建

(4) 床面積

29.75㎡

2 実施内容

特定空家等の全部除却

3 実施期間

平成30年10月9日（火）～10月22日（月）

※特定空家等の解体工事は10月10日（水）10：00から実施予定です。

※天候等の状況により、着手日や実施期間が変わる場合があります。

4 略式代執行を行う理由

当該特定空家等は、建物の腐朽、破損が進み、倒壊の危険性が高まっている。

市では、複数の所有者がいる当該特定空家等に関し、所在が確認できた所有者等に対しては、指導、勧告を行ってきたが、依然として改善措置は講じられていない。また、不動産登記、住民票、戸籍、税等の情報等に基づく調査によっても、所有者等の一部の所在を確知できていない。

当該特定空家等をこのまま放置することは、著しく公益に反することから、空家法第14条第10項に基づく略式代執行により除却することとした。

5 指導等の経過

平成17年12月	市民からの情報提供により状況把握
平成25年4月	千葉市空き家等の適正管理に関する条例（現 千葉市空き家等及び空地の対策の推進に関する条例）を施行し、同条例に基づく調査・指導を開始
平成27年5月	空家法全面施行
平成29年1月	空家法に基づく特定空家等として判定し、指導
平成29年8月	勧告（特定空家等の全部除却）
平成30年4月	再勧告（特定空家等の全部除却）
平成30年8月	略式代執行に係る事前公告（措置期限：9月4日）

6 その他

略式代執行に要する費用については、所在が判明している所有者に請求を行う。

7 取材について

- ・解体工事を行う10月10日（水）10：00～11：00に担当職員が現地で取材対応させていただきます。
- ・取材を希望される方は10月9日（火）16時までに地域安全課（245-5634）までご連絡ください。なお、駐車場は利用台数に限りがありますので、ご利用は先着順といたします。

【除却する特定空家等の位置図】



当該特定空家等の様子（平成30年9月5日撮影）

<参考>

1 特定空家等（空家法第2条第2項に基づく定義）について

以下の状態にあると認められる空家等をいいます。

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

2 略式代執行（空家法第14条第10項に基づく措置）について

行政代執行は、命令を経る行うことが行政代執行法上、要件として定められています。略式代執行は、過失なくして命令を行う相手を確認できない場合に、市長村長が命令を経ずに行うことができる旨が空家等対策の推進に関する特別措置法に規定されています。